

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和元年7月22日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号 尼崎フロントビル6階		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) SECカーボン株式会社 代表取締役社長 中島 耕				
主たる業種	炭素質電極製造業	細分類番号	2	1	6	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー原単位の前年比1%以上の削減に取り組む。					
計画を推進するための体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001環境マネジメントシステムによる環境改善活動の実施</li> <li>・環境対策委員会、省エネ推進委員会の主導による省エネ活動の推進</li> </ul>					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	102,890.6 トン	130,564.6 トン	133,159.1 トン	トン	28.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量	126,409.1 トン	126,564.6 トン	129,159.1 トン	トン	1.2 パーセント
実績に対する自己評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なエネルギー対策委員会、省エネ推進委員会の開催及び節約委員会での取組みや情報の交換を実施した。</li> </ul>				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産量トン	2.73	2.80	2.74	1.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )				パーセント
実績に対する自己評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー対策委員会、省エネ推進委員会の取組みにより平成30年度の事業活動に伴う排出量は目標を達成する事が出来た。しかし、基準年度に対しては微量ではありますが未達成となった。</li> </ul>				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		95.0 パーセント	95.0 パーセント	95.0 パーセント	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一粉体黒鉛粉砕設備使用電力量の削減(ACM-60A設備・JTミル設備)</li> <li>・B棟検査場照明のLED化</li> <li>・No.2集塵機の稼働停止による節電</li> </ul>				
	(30)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変電所構内外灯のLED化</li> <li>・R炉含浸動力室照明の電力量削減</li> <li>・No.2集塵機稼働停止による電力削減</li> </ul>				
	(31)年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共の交通機関が十分に整備されていないため推奨できない。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省、福知山市と、「ボランティアサポートプログラム協定」を締結し、国道9号線歩道の清掃活動などの美化活動</li> <li>・毎週水曜日をノー残業日に設定</li> </ul>					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二計画期間より第三期間への繰り越し量112,891.3tより、平成29年度排出量から4000.0t、平成30年度排出量から4000.0t、平成31年度排出量から6000.0tを差し引く。</li> </ul>					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。